

令和元年11月市議会 総務委員会資料

第146号議案 令和元年度長崎市一般会計補正予算（第5号）

【目次】

ページ

【2款 総務費 1項 総務管理費 6目 財産管理費】

1 財産管理費

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| (1) 建物等維持補修費 . . . . . | 1～9   |
| (2) 繰越明許費補正 . . . . .  | 10～13 |

理 財 部  
令和元年11月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
30～31	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	2-1	建物等維持補修費	千円 15,732

### 1 淵町市有地(旧成人病センター隣接地)ブロック塀改修

#### (1) 概 要

昨年6月に発生した大阪北部地震によるブロック塀の倒壊被害を受け、外観点検の結果、本市有地のブロック塀については、現行の建築基準法に不適合であったため、安全対策として改修を行うものである。

なお、旧成人病センターについては、平成28年に「社会福祉法人 十善会」に道路敷地として管理すべき擁壁部分も含め売却していたが、本来道路敷地は市が管理する必要があるため、令和元年9月18日に、擁壁部分741.38㎡を売却時の価格と同額の26,616,000円(1㎡価格35,900円)で買い戻すための土地売買契約を締結し市有地として取得したものである。

#### (2) 事業内容

ブロック塀等の改修等を行う場所

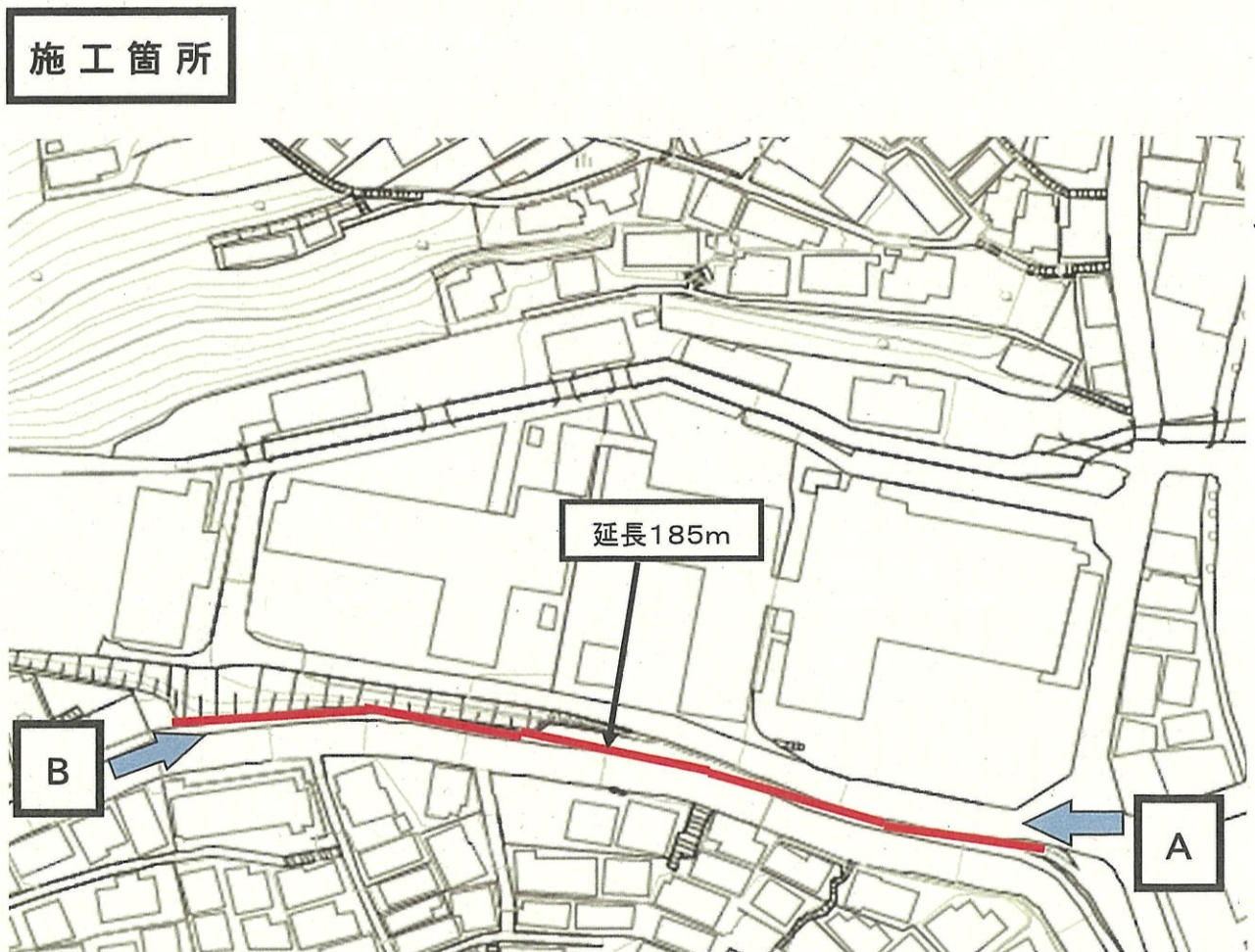
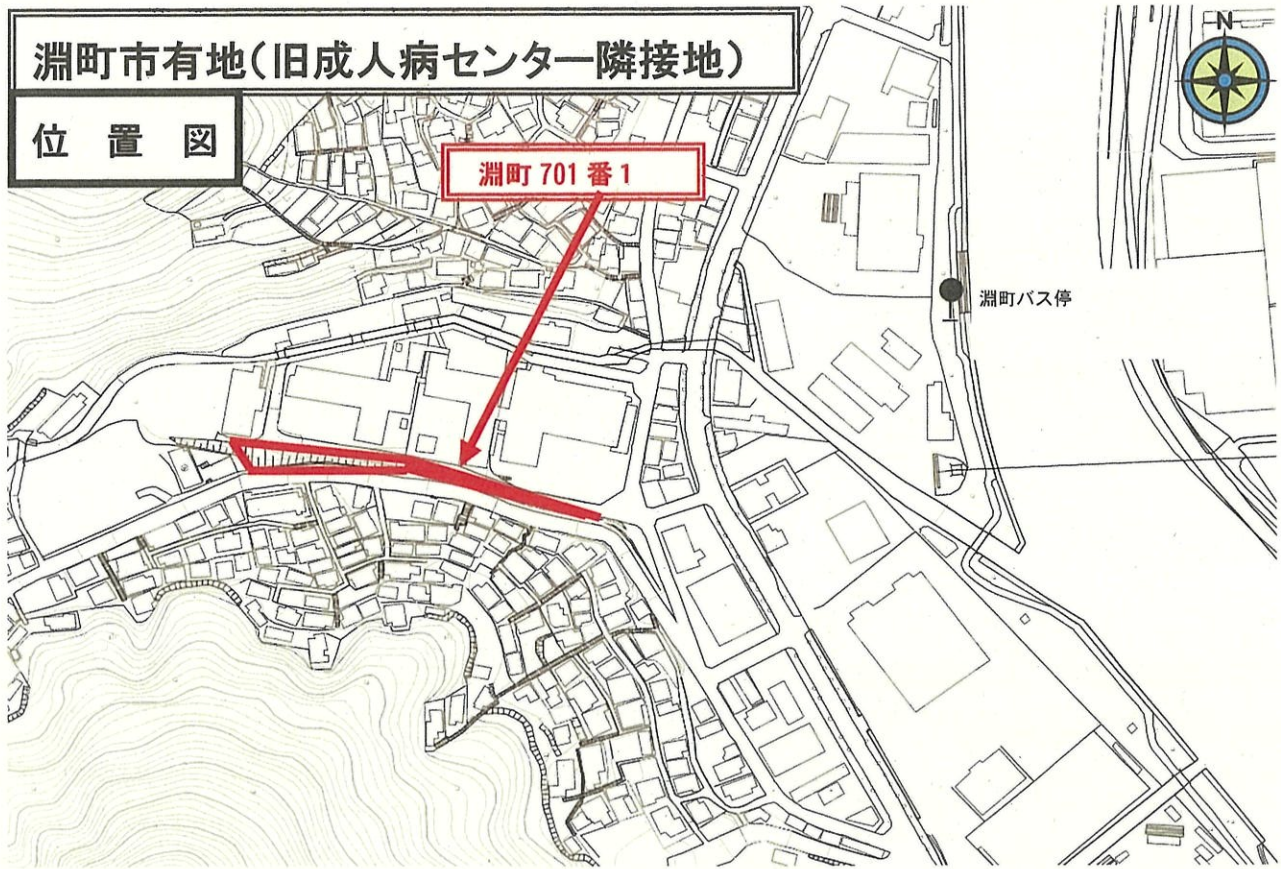
場所名	事業費(千円)	施工内容
淵町市有地(旧成人病センター隣接地)	14,985	ブロック塀(延長185m)の撤去及び金網フェンスの設置

#### (3) 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源※
千円 14,985	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 14,985

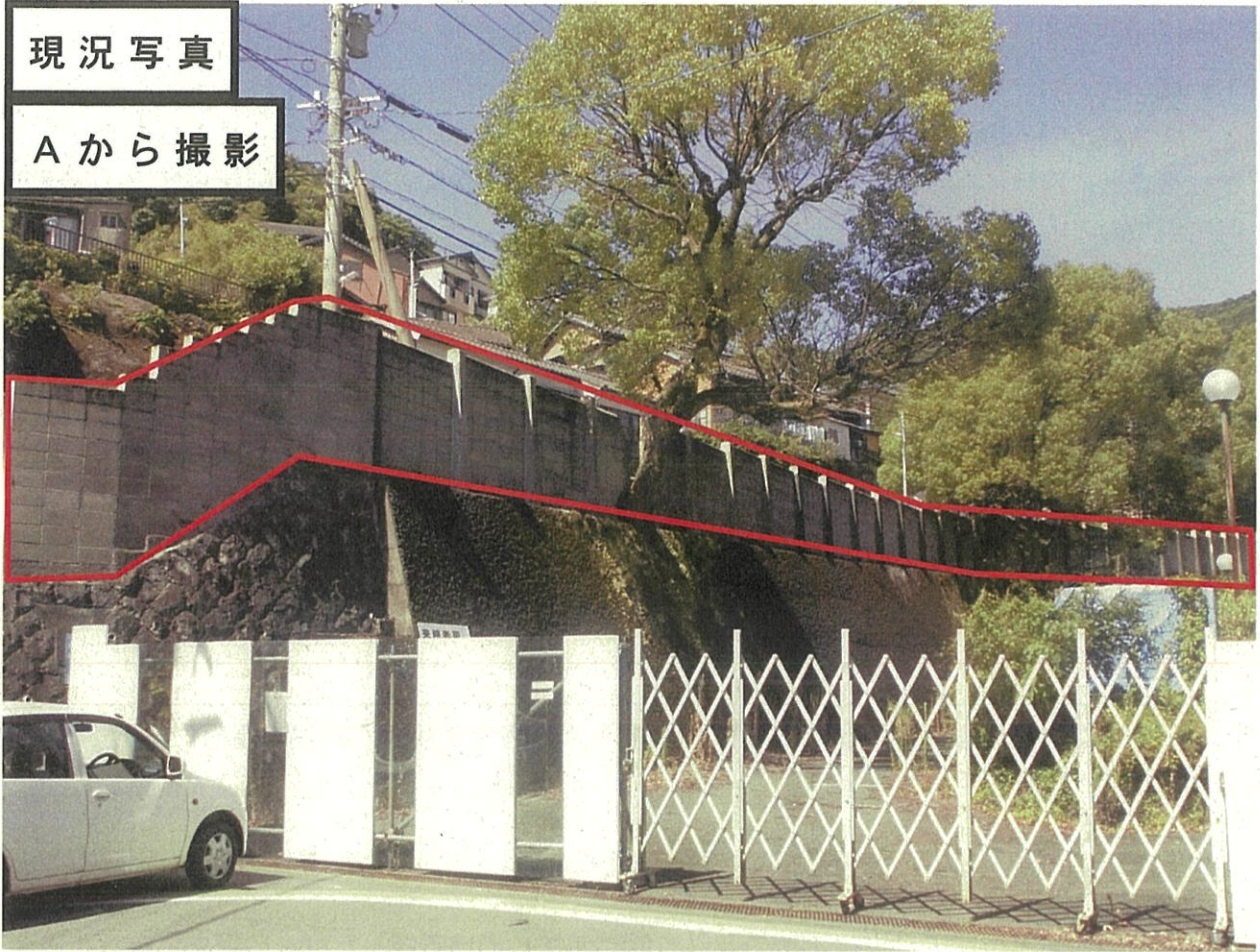
※ 一般財源について「財政調整基金」を充当する。

(4) 位置図、施工箇所、現況写真

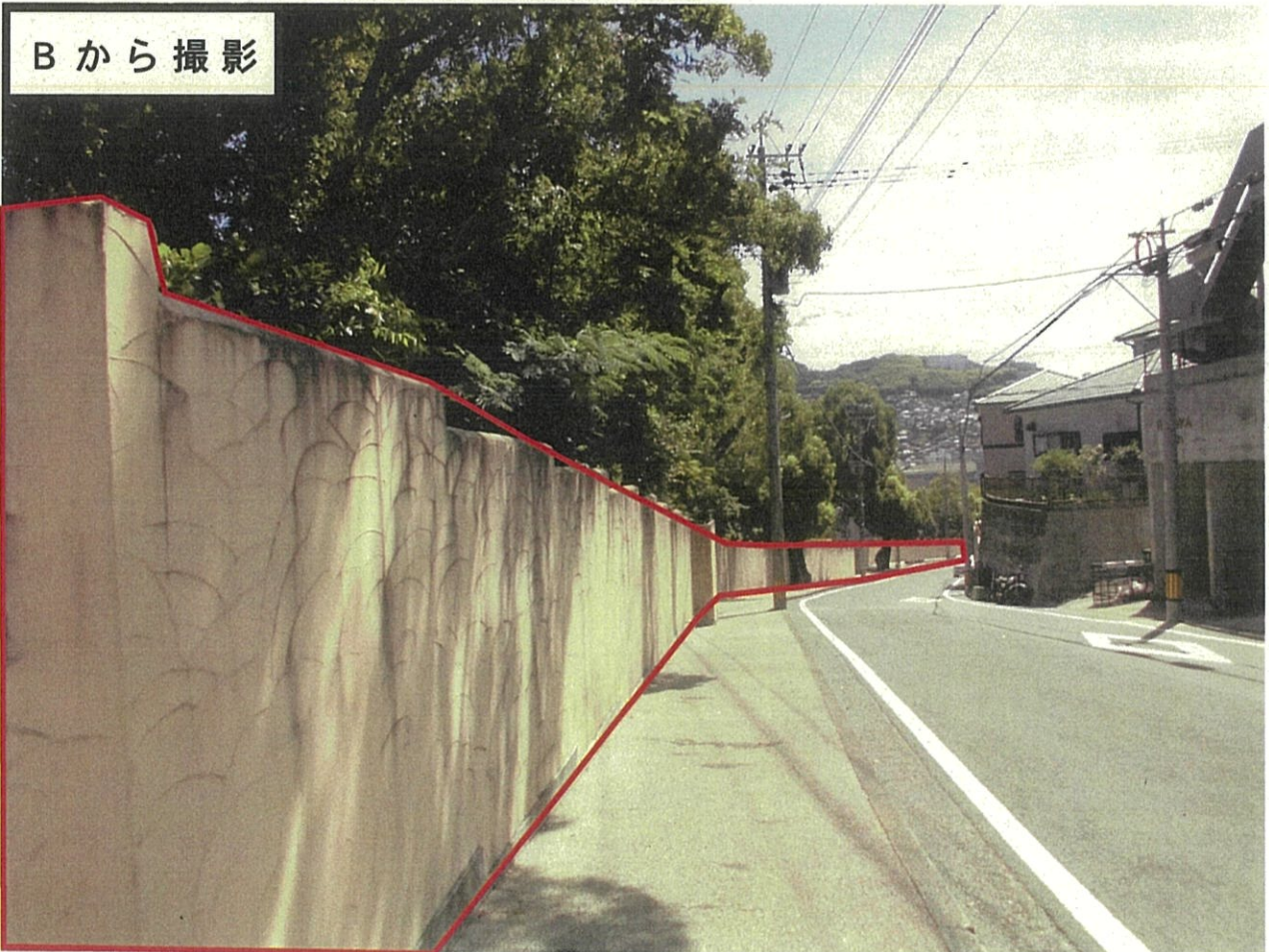


現況写真

A から撮影



B から撮影



## 2 議会棟における喫煙専用室の設置

### (1) 概要

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が令和2年4月1日に全面施行されることに伴い、同日から第二種施設（事務所、工場、飲食店等）は原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）となる。

第二種施設に該当する議会棟について、議会内部での検討結果を踏まえ、喫煙専用室設置のための設備の設置・改修を行うもの。

〔参考〕喫煙専用室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準

（「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）（平成31年2月22日健康0222第1号）通知「第2 第一種施設に係る受動喫煙対策について」）

ア 出入口において喫煙室の出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2 m/秒以上であること。

イ たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること。

ウ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること。

喫煙専用室設置予定の部屋は上記の条件を既に満たしているが、たばこの煙をできるだけ浄化して排気することが望ましいことから、光触媒機能付きLED照明及び分煙機の設置を行う。

### (2) 事業内容

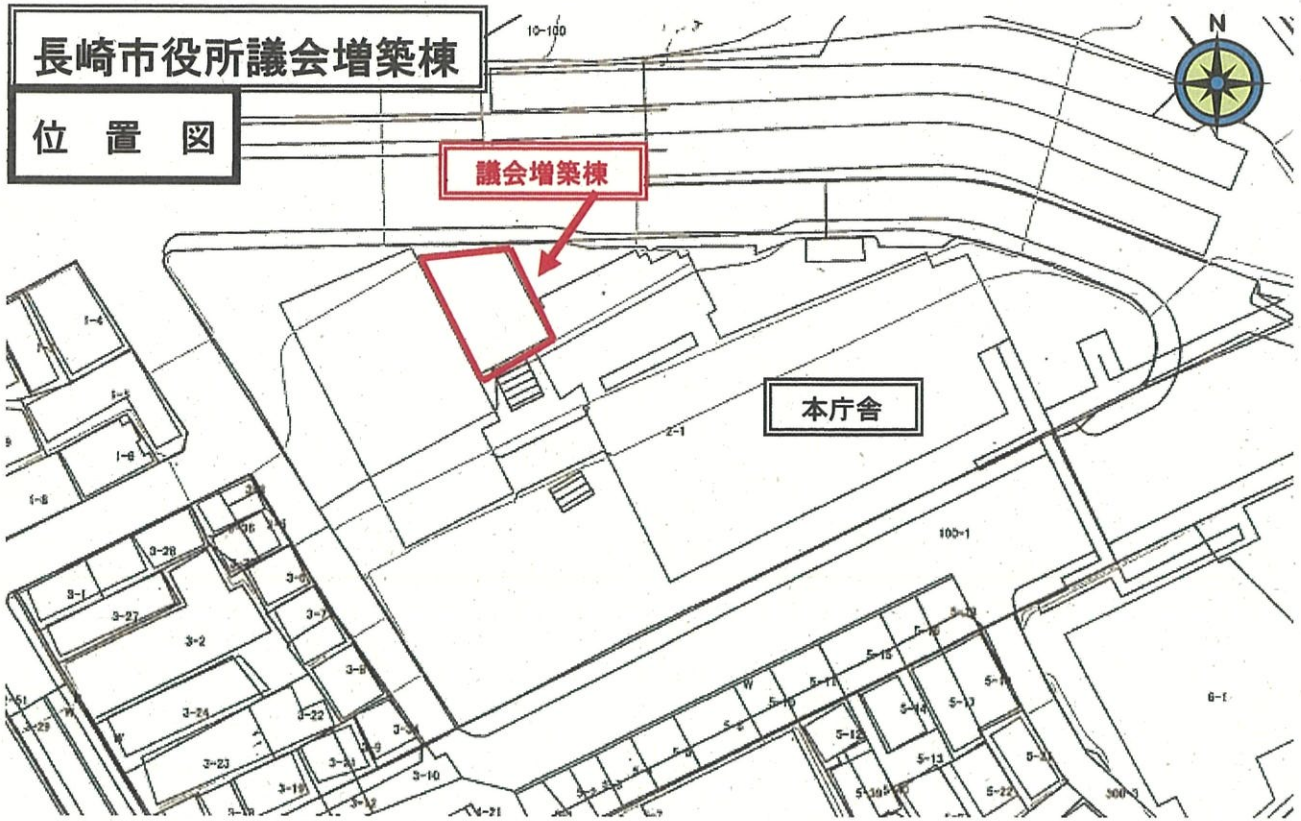
喫煙専用室を設置する場所

場 所	事業費（千円）	施工内容
議会増築棟2階第10議員控室	747	・光触媒機能付きLED照明設置 ・分煙機設置

### (3) 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 747	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 747

(4) 位置図、施工箇所、現況写真

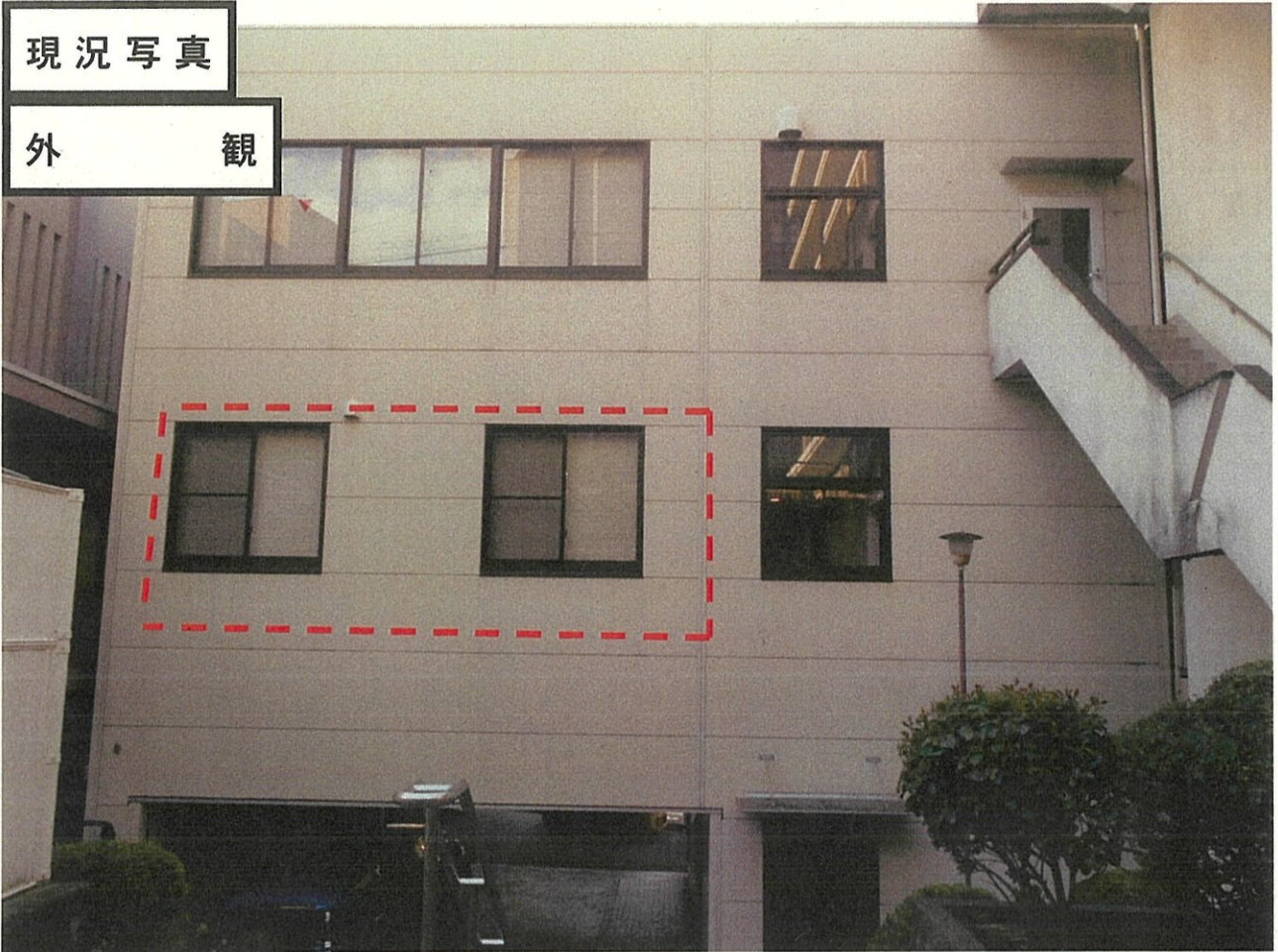


**設置予定場所**



現況写真

外観



内観





## 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

### 【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

### 【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

### 【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

## 2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

### 【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】	別に法律で定める日までの間の措置
		原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	
飲食店			

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分之一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

## 3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

## 4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

# 改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
  - ・病院、診療所
  - ・行政機関の庁舎 等
- 第一種施設**

## ○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年  
7月1日  
施行

上記以外の施設\*

**第二種施設**

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送事業船舶、鉄道
- ・国会、裁判所等

\*個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

## ○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要） 経営判断により選択



### 【経過措置】

既存の経営規模の  
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

## ○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能 喫煙可能(※)



- ※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、
- ① 喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
  - ② 客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

2020年  
4月1日  
施行

喫煙を主目的とする施設

## 喫煙目的施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ・公衆喫煙所

## ○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など

## ○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。  
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年  
1月24日  
施行

2 款 総務費 1 項 総務管理費 6 目 財産管理費

淵町市有地(旧成人病センター隣接地)ブロック塀改修工事について、本来道路敷地として市が管理すべき擁壁部分の買い戻しにあたり、所有者との所有権移転手続き等に日時を要したことにより、及び旧北大浦小学校ブロック塀改修工事について、関係機関との協議に日時を要したことにより、工事が年度内に完了しないため、翌年度に繰り越すもの。

(単位：千円)

事業名	金額		財 源 内 訳					
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
建物等維持補修費	補正後予算額	106,787	—	81	—	—	106,706	
	支出予定額	84,369	—	81	—	—	84,288	
	繰越明許額	22,418	—	—	—	—	22,418	
	内 訳	今回補正分	14,985					14,985
		6月補正分	7,433					7,433

※6月補正分：旧北大浦小学校ブロック塀改修工事

旧北大浦小学校の水路改修工事について、関係機関との協議に日時を要したことにより、工事が年度内に完了しないため、翌年度に繰り越すもの。

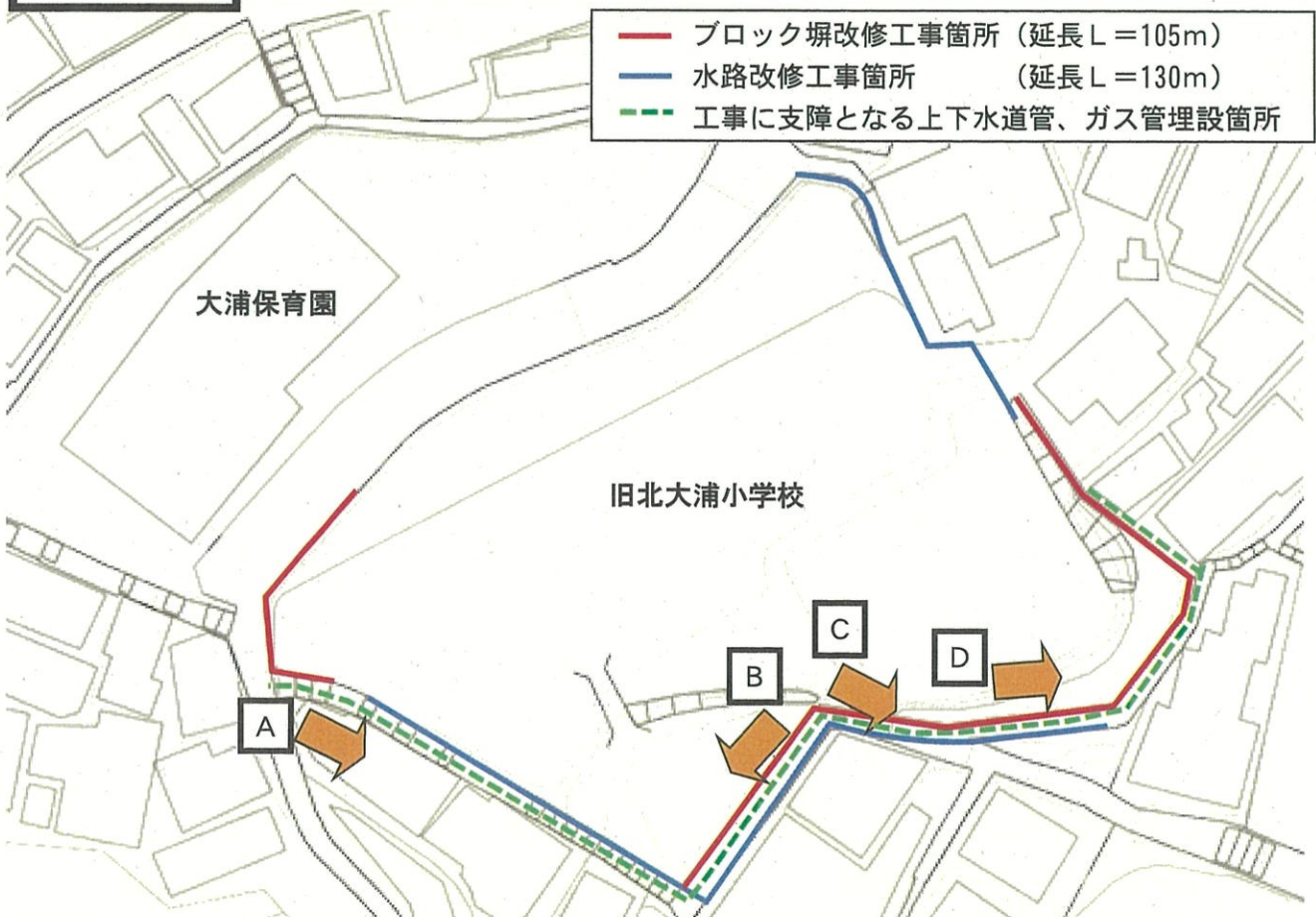
(単位：千円)

事業名	金額		財 源 内 訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
【単独】庁舎等施設 整備事業費 施設改修ほか	予算現額	81,300	—	—	66,100	—	15,200
	支出予定額	64,500	—	—	53,500	—	11,000
	繰越明許額	16,800	—	—	12,600	—	4,200

# 位置図



# 施工箇所



A から 撮 影



B から 撮 影



C から 撮 影



D から 撮 影

